

令和8年8月13日

全国町村職員生活協同組合熊本県支部

令和8年熊本地震により被災された組合員様へ

この度の熊本地震により被災された組合員様及びその関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

当組合の火災共済をご契約いただいている組合員様で、令和8年熊本地震により被害を受けられた方に対しましては、次により共済金をお支払いします。

1 共済金の支払い

地震により建物又は動産に生じた損害額が、それぞれ50万円以上の場合に共済金をお支払いします。

※建物又は動産それぞれの損害額が50万円未満の場合は、共済金の支払対象外となります。

2 ご準備いただくもの

- ・罹災証明書
- ・損害箇所がわかる写真（建物被害がある場合は、建物の外観の写真）
- ・修理見積書（罹災証明書の罹災程度が「半壊」以上の場合は提出不要）

3 支払われる共済金

支払われる共済金は、共済契約に基づく共済金額（共済金額が共済の目的の再取得価格を上回るときは、再取得価格とする。）に、罹災証明書の罹災程度に応じた給付率を乗じた額となります。

（共済金支払い例）

・罹災証明書の罹災程度：「全壊」の場合 給付率 5／100

※当火災共済では地震保険制度を設けていないため、地震による損害に対しては見舞金程度の共済金のお支払いとなります。

4 その他

上記のほかご不明な点等がある場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

熊本県町村会 事業課

TEL：096-368-0011 FAX：096-368-0004